

県立石川高等学校 平成30年度合否判定基準

1. 推薦入学者選抜合否判定基準について

- ① 募集人員 募集定員(200名)の20%以内(40名以内)とする。
- ② 判定方法
 - (ア) A、B、Cのランク順に、推薦入学志願書、推薦書、調査書、面接の記録等に基づき、総合的に判定する。
 - (イ) A、Bランクで、下記の審議対象条件に該当する者はCランクと合わせて判定する。

「審議対象条件(推薦入試)」

- (ア) 評定に「1」のある者。
- (イ) 評定平均が3.0未満の者。
- (ウ) 出欠の記録がいずれかの学年において、「欠席5日以上、または遅刻5回以上、または欠課5回以上」という条件に該当する者。
- (エ) 面接の記録において、審議の必要があると判断された者。

2. 一般入学者選抜合否判定基準

- ① 募集人員 募集定員(200名)から推薦入学内定者を差し引いた残りとする。
- ② 各圏の設定
 - (ア) 内申点、学力検査点に基づいて募集人員の80%程度の人数が含まれるように範囲を設定し、これをA圏とする。ただし、志願者数が募集人員に達していない場合は志願者数の80%程度の人数が含まれるよう範囲を設定し、これをA圏とする。
 - (イ) A圏を除いた残りをB圏とする。
 - (ウ) A圏に含まれる者が下記の審議対象条件に該当する場合はA'圏とする。

「審議対象条件(一般入試)」

- (ア) 出欠の記録がいずれかの学年において、「欠席20日以上、または遅刻20回以上、または欠課20回以上」という条件に該当する者。
- (イ) 3学年の評定に「1」のある者。
- (ウ) 総合所見から素行や生活態度その他において何らかの問題があると判断される者。
- (エ) 学力検査点で10点以下の科目がある者。
- (オ) 面接の記録において、審議の必要があると判断された者。

- ③ 判定方法
 - (ア) 調査書、学力検査などの成績、面接の結果等に基づき、総合的に判定する。
 - (イ) 調査書の内申点と学力検査点との比重を 6 : 4 とする。

3. 第2次募集について

- ① 募集人員 募集定員を下回った場合に実施する。
- ② 判定方法 一般入試選抜合否判定基準に準ずる